【景観計画区域内行為通知書】別紙　設計又は施行方法

**Ｂ－３　工作物の修繕等　　番号（　　　）**

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類 | □修繕　□模様替　□色彩の変更 |
| 用途地域等 | □市街化区域（用途地域　　　　　　　　　　　　　　）□市街化調整区域□都市計画区域外 |
| 種類 |  |
| 構造 | 　　　　　　　　造　　　一部　　　　　　　　造 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 修繕等部分 | 既存部分 |
| 仕上げ材料 |  |  |
| 色彩 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □架空電線路等　に関する事項 | 架空電線路等の直下の地盤面からの高さ | 　　　　　　　　ｍ |
| 届出行為に係る支持物間の架空電線路等の総延長 | 　　　　　　　　ｍ |
| 外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計 | 　　　　　　　　㎡ |
| □擁壁等　に関する事項 | 鉛直方向の長さ | 　　　　　　　　ｍ |
| 水平方向の長さ | 　　　　　　　　ｍ |
| 外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計 | 　　　　　　　　㎡ |
| □その他の工作物　に関する事項 | 築造面積 | 　　　　　　　　㎡ |
| 最高の高さ | 　　　　　　　　ｍ |
| (建築物に設ける場合)工作物の鉛直方向の長さ | 　　　　　　　　ｍ |
| 外観を変更することとなる部分の面積 | □水平投影面積 | 　　　　　　　　㎡ |
| □垂直投影面積 |

　（記入要領）

１　工作物の番号は、この通知に係る工作物が複数ある場合、適宜、通し番号を付け、記入してください。

２　外観を変更することとなる部分の面積の欄は、当該部分の水平投影面積の合計又は垂直投影面積の合計のいずれか大きい方にチェックをし、その数字を記入してください。

３　築造面積及び最高の高さについては、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）の例によって記入してください。